

鞆の浦（とものうら）の世界遺産登録を実現する生活・歴史・景観保全訴訟
(略称：鞆の浦世界遺産訴訟)

- 場所：広島県福山市・沼隈半島先端にある港町
- 提訴日：2007年4月24日
- 裁判所：広島地方裁判所
- 事件名：埋立免許差止請求事件
- 事件番号：平成19年（行ウ）第16号
- 原告：163名（その後、死亡や転居で5人取り下げ）
- 被告：広島県（07/9/3に福島市が補助参加の申出）
- 原告訴訟代理人：8名

●概要：

古代から潮待ちの名港として知られ、万葉の歌に詠まれ、また朝鮮通信使がその美しさを絶賛した鞆の浦（広島県福山市）は、日本の近世の港を特徴づける雁木（がんぎ）と呼ばれる階段状の船着場、常夜燈、波止場、焚場（たでば）という船の修理場、そして船番所の5点をすべて残したわが国最後の歴史的港湾です。2008年夏に公開されたアニメ映画『崖の上のポニョ』を構想するため、宮崎駿監督が、鞆の浦の古民家に長期滞在したことでも有名です。

07年4月、「鞆の浦の世界遺産登録を実現する生活・歴史・景観保全訴訟」(略称：鞆の浦世界遺産訴訟)の原告163名は、広島地方裁判所に対し、広島県を被告として、公有水面埋立法2条に基づく鞆の浦の埋立免許の差止めを求める行政訴訟を提起しました。本件訴訟は、同法に基づく埋立てが、この歴史的港湾を含む鞆の歴史的・文化的・自然的諸価値を破壊するだけでなく、国際的評価も高く世界遺産に匹敵する鞆の諸価値を活用した鞆地区の活力あるまちづくりを推進することを阻害するものであることから、鞆地区住民を主体とする原告らが提起したものです。

今も昔の風情を残す鞆の町並みにおいては、ヒューマンスケールで道が存在するため、自動車が離合できない箇所があります。この交通「問題」を解消するために、事業者である広島県及び福山市は、83年に、鞆の浦を埋め立てて橋を架ける事業計画を具体化しました。この計画は、地元のまちづくり団体、環境保護団体の熱心な保全活動や多数の文化人の反対もあり、計画は縮小され、また何度も凍結されてきました。

しかし、04年9月に新しく当選した福山市長のもとで、埋立架橋計画の事業化が急速に進められてきました。これに対しては、世界遺産条約に規定される国際専門家組織イコモスが、世界遺産に匹敵する鞆の価値の毀損について危機感を抱き、04年から3年連続で計画中止を求める勧告を出すなど文化人等から、再三にわたって計画中止を求める切実な声が寄せられました。しかし、事業者らは、これらの声には耳を貸さず、免許取得に向けた出願手続を繰り返してきました。もはや政治部門における計画の凍結・撤回は期待できず、本件訴訟により司法救済を求めることがとなったものです。

本件埋立てと道路架橋は、原告らはもちろん、将来世代を含む国民及び世界の人々にとってかけがえのない遺産を致命的に破壊する公共事業です。埋立地には広島県の準絶滅危惧種であるスナガニが生息しています。実は、埋立架橋に対しては、山側トンネル案という代替案がかねてから提案されてきました。トンネル案によれば鞆の遺産を何ら毀損することなく通過交通を排除できます。しかし、本件公共事業は、トンネル案よりも埋立架橋案のほうが優れているという誤った判断に基づいて行われようとしています。

鞆は、福山市と広島県の無理解により、まだ世界遺産に登録されてはいませんが、その貴重な価値は万人が認めるところです。事業者らは埋立免許が得られ次第、埋立工事に着手すると明言しています。改正行政事件訴訟法で新設された仮の救済などにより、早期の司法判断を得て、本件埋立計画を阻止し、鞆の世界遺産登録を実現しなければなりません。(弁護団 弁護士越智敏裕)

●経過 :

2007年7月2日に第一回口頭弁論が開かれ、原告団長と弁護団長が堂々たる意見陳述をしました。あいにくの雨にもかかわらず、傍聴席に入りきらないほどの支援者が詰めかけました。

その後、2007年に合計4回、2008年に6回口頭弁論が開かれ、毎回平均二人の原告が意見陳述を行いました。どれも、ふるさと鞆への愛情にあふれたものばかりで、傍聴者の胸を打ちました。(詳しくは、原告の方々が運営されている、訴訟についてお伝えしているページをご覧下さい。<http://tomo-saiban.net/>)

原告側は、裁判所の外でも、署名を集めたりセミナーを開いたりと、より多くの人々にこの問題を知ってもらおうと精力的に活動しています。

被告側は、まともに反論しようとせずのらりくらりと裁判を引き延ばしていますが、裁判外では、埋め立てに入る手続きを一方的に進めています。

2007年5月23日には福山市が、福山市鞆港の埋め立て架橋計画で、港湾管理者の知事に沿岸約2ヘクタールの埋め立て免許を求める出願を出しました。これは、排水権者全員の同意を得られていないままの異例な形でした。埋め立て免許の交付が、公有水面埋立法に照らして違法な処分に当たるかどうかが裁判の焦点のひとつになっていました。

免許が下りてしまうと工事が始まってしまうため、原告側は2007年9月26日に、広島地方裁判所に仮差し止め申請をしました。申請の趣旨は、「広島県知事は、本案の第一審判決言渡しまで、広島県及び福山市に対し、公有水面の埋立を免許する処分をしてはならない」というものです。

訴訟期間中の仮の免許差し止めの申請は、2008年2月29日付で却下されましたが、広島地方裁判所は、着工した場合、「鞆の浦および、その周辺の景観が壊され、原状回復は著しく困難」としており、初めて鞆の浦の景観利益が認められました。

原告代理人は、「原告適格を景観利益の享受者に認めた点は画期的。とりわけ伝統的建築物群の指定前（現在行政が準備中）であるにもかかわらずかなり広範囲でそのゾーンを認め、そのゾーン内の居住者の利益を認めており、しかも景観破壊も認めるなど、原告側の言い分をほとんど認めたものだ」と一定の評価をしています。

広島県は福山市から出された埋め立て免許の申請を「歴史的文化財の保護に配慮しており」適切であると判断し、2008年6月に国に対して認可申請を行いました。

県は認可が下りればすぐ工事に着手するつもりですが、幸いなことにまだ下りておらず、事实上、埋め立て架橋計画は進んでいません。

原告側は、被告側の前述の態度とは関係なく、主張立証を着々と進めました。原告側は、裁判官にぜひ現場を見てもらいたいと現地検証を希望しており、それは、2008年10月16日に実現しました。

2009年2月12日の第11回期日をもって、結審しました。判決言渡日は後日指定されます。